

浜松市福祉目的の飲食物提供に関する衛生管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福祉目的の事業の一環として行われる飲食物の提供（調理コストを含む実費以外の対価を徴収せず、営利を目的としない行為）の実態を把握し、食品衛生上必要な指導を行い、もって衛生上の危害の発生を防止することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱は、次の各号に掲げる行為を行う者（以下「福祉目的飲食物提供者」という。）を対象とする。

- (1) 子ども食堂（子どもを主たる対象とし、子どもの孤立、貧困対策又は居場所づくり等の子どもの福祉を目的として実施するもの）
- (2) 認知症カフェ（認知症の患者又はその家族を主たる対象とし、認知症予防又は治療の一環として実施するもの）
- (3) 配食サービス（ひとり暮らしの高齢者又は重度身体障害者等を主たる対象とし、食生活の改善を行うとともに、利用者の安否の確認等を実施するもの）

(開始の届出)

第3条 福祉目的飲食物提供者は、飲食物の提供を開始する前に、あらかじめ福祉目的飲食物提供開始届（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(変更の届出)

第4条 福祉目的飲食物提供者は、前条に規定される届出事項のうち、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに福祉目的飲食物提供変更届（様式第2号）を市長に提出するものとする。

- (1) 届出者の住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
- (2) 届出者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）
- (3) 施設の名称
- (4) 使用水の種類
- (5) 食品衛生責任者

(廃止の届出)

第5条 福祉目的飲食物提供者は、飲食物の提供を廃止したときは、速やかに福祉目的飲食物提供廃止届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(衛生管理)

第6条 福祉目的飲食物提供者は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 施設等の衛生管理
 - ア 施設及びその周辺の清掃を定期的に行い、衛生上支障の無いように保持すること。

イ 施設及びその周辺におけるねずみ族及び昆虫の繁殖場所を排除するとともに、施設内への侵入を防止する措置を講じること。

ウ 調理場等食品を取り扱う場所には、不必要な物品を置いたり、動物等を入れないこと。

エ 使用する設備及び機械器具は常に清潔に保ち、その用途に応じて使用すること。

オ 調理従事者の使用に便利な場所に手洗設備を確保するとともに、ペーパータオル及び殺菌液等を整備し、調理従事者が手指の洗浄及び消毒を適切に行うことができるようにすること。

(2) 食品等の衛生的な取扱い

ア 食品は、その食品等に適した方法で衛生的に保管すること。

イ 食品は、相互汚染が生じない方法で取り扱うこと。

ウ 食品の調理過程においては、調理温度及び調理時間の管理に十分注意すること。特に食肉類については十分に加熱して提供すること。

エ 食品の調理において水道以外の水を使用する場合は、あらかじめ水質検査を実施し、飲用に適することを確認すること。

(3) 調理従事者の衛生管理

ア 調理従事者の検便を実施する等、健康状態の把握に努めること。

イ 調理従事者の健康状態に常に留意し、下痢、嘔吐、発熱等感染性疾患が疑われる症状を呈する者を作業に従事させないこと。

ウ 調理従事者には、清潔な作業着、帽子及びマスク等を着用させるなど、衛生的な服装で調理を行わせること。

エ 調理従事者には、作業工程が変わるごとに手指の洗浄及び消毒を行わせること。

(4) 食品衛生責任者の設置

ア 食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）の設置に努めること。

イ 食品衛生責任者は施設、設備、調理器具、食品等及び食品取扱者の衛生管理を行うこと。

ウ 食品衛生責任者は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17に定める資格を有するものであること。

(5) 報告

喫食者等から食品等に係る健康被害に関する情報を得た場合には、当該情報について、直ちに市長へ報告すること。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に福祉目的の飲食物を提供している者は、要綱第3条の規定にかかわらず、施行後、福祉目的飲食物提供開始届を提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 福祉目的飲食物提供者は、前項に規定する施行日前にこの要綱による改正後の要綱第3条の規定の例により、市長に届出をすることができる。

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

届出者（フリガナ）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号（ - - ）

福祉目的飲食物提供開始届

浜松市福祉目的の飲食物提供に関する衛生管理要綱第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

施設 の 所 在 地	電話番号（ - - ）	
（フリガナ） 施設 の 名 称		
開 始 予 定 年 月 日	年	月 日
目 的		
対 象 者 及 び 料 金	<input type="checkbox"/> 子ども ()円 <input type="checkbox"/> 保護者 ()円 <input type="checkbox"/> 高齢者 ()円 <input type="checkbox"/> その他 () ()円	
提 供 数	1 日 食	朝 食
		昼 食
		夕 食
実 施 頻 度		
利用者との共同調理の有無	あり ・ なし	
使 用 水 の 種 類	上水道 ・ 井戸水 ・ その他 ()	
調 理 従 事 者 数	名	
食 品 衛 生 責 任 者 名		

- 備考
- 福祉目的であることを示す書類（決定通知書、契約書、パンフレット等）
 - 設備の構造を記載した図面を添えること。
 - 使用水が井戸水の場合は、概ね1年以内の水質試験成績書を提示すること。
 - 食品衛生責任者の資格を証する書面を提示すること。

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

届出者（フリガナ）

氏名（名称及び代表者氏名）

福祉目的飲食物提供変更届

浜松市福祉目的の飲食物提供に関する衛生管理要綱第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

施設 の 所 在 地	電話（ - - ）	
（フリガナ） 施設 の 名 称		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
備 考		

- 備考 1 使用水を井戸水に変更した場合は、概ね1年以内の水質試験成績書を提示すること。
- 2 食品衛生責任者を変更した場合は、新たに食品衛生責任者となった者の資格を有することを証する書面を提示すること。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

届出者
（フリガナ）

氏名（名称及び代表者氏名）

福祉目的飲食物提供廃止届

浜松市福祉目的の飲食物提供に関する衛生管理要綱第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

施設 の 所 在 地	電話（ — — ）
（フリガナ） 施設 の 名 称	
廃 止 年 月 日	年 月 日
備 考	